

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）「商法改正（金庫株）に伴う改正」

改正案	現行
<p>（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）</p> <p>第十條の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事</p>	<p>（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）</p> <p>第十條の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却</p> <p>五 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却</p> <p>六 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。第十條の八において同じ。）をもつてする自己の株式の消却</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事</p>

由)

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四（略）

五 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

（削る）

（削る）

六（略）

七（略）

由)

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四（略）

五 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

七（略）

八（略）